

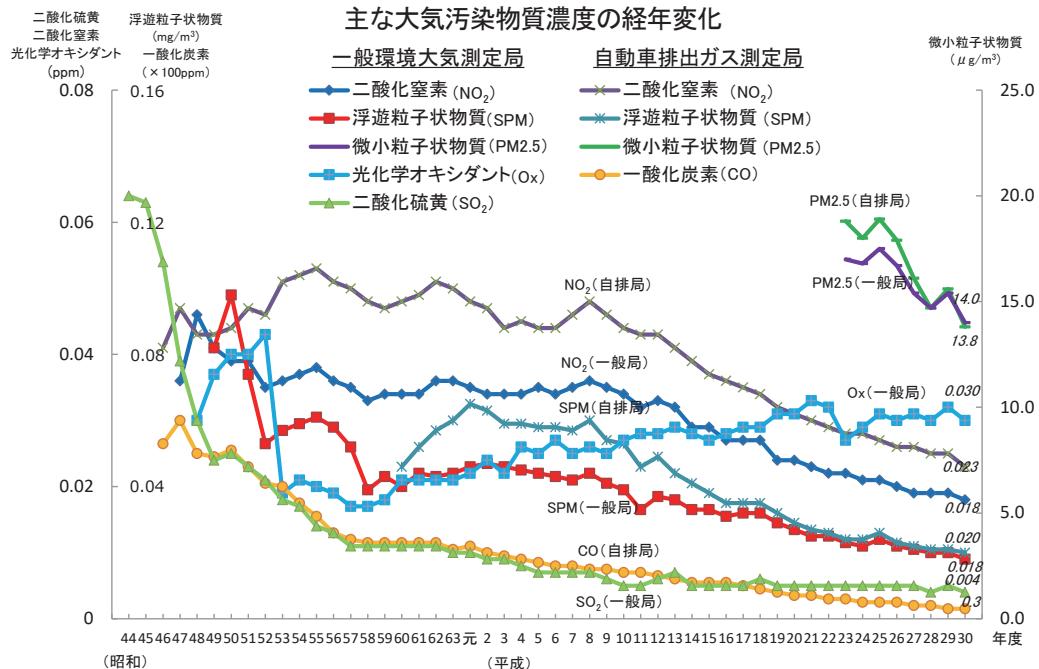
## 4 都市環境の保全と改善

### 1 大気環境

#### (1) 大気汚染の現状

大阪市では、市内 25か所の大気汚染常時監視測定局で「大気汚染防止法」(以下「法」という。)第 22 条に基づく常時監視を行い、汚染状況を把握しています。

大気汚染の状況は、近年改善が進んでいます。



(注) 円グラフの白色部分は環境基準(光化学オキシダントを除き長期的評価)達成の測定局の割合を示す。  
表中の数字は(環境基準達成局数)/(有効測定局数)を示す。

## ① 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

平成 30 年度の二酸化窒素濃度の市内平均値は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）0.018ppm、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）0.023ppm であり、一般局（全 13 局）、自排局（全 11 局）で環境基準を達成しました。

## ② 浮遊粒子状物質 (SPM)

平成 30 年度の浮遊粒子状物質濃度の市内平均値は、一般局 0.018mg/m<sup>3</sup>、自排局 0.020mg/m<sup>3</sup> であり、一般局（全 14 局）、自排局（全 9 局）で環境基準を達成しました。

## ③ 微小粒子状物質 (PM\*2.5)

平成 30 年度の微小粒子状物質濃度の市内平均値は 12.0～16.5 μg/m<sup>3</sup> であり、一般局では 7 局中 5 局で、自排局では 5 局中 3 局で、環境基準を達成しました。

また、平成 30 年度は市内 2 地点で成分分析を実施し、その結果、2 地点とも窒素酸化物\*などのガス状の大気汚染物質が大気中に化学反応により粒子化した二次粒子が、全体質量の 7 割以上を占めています。

## ④ 光化学オキシダント (Ox)

平成 30 年度の光化学オキシダント濃度の毎月の市内平均値は、一般局 0.030ppm であり、全局（13 局）で環境基準を達成しませんでした。また、平成 30 年度の光化学スモッグ発令状況は、大阪市域では予報が 7 回、注意報が 4 回（大阪府域では、予報 9 回、注意報 5 回）でした。なお、平成 11 年度以降は、市内において光化学スモッグによる被害の訴えはありません。光化学オキシダントの原因物質とされている窒素酸化物及び揮発性有機化合物の排出量については減少傾向にあります。

## （2）主な大気汚染対策

### ① 工場など固定発生源対策

大気汚染物質を排出する工場・事業場に対して、法・「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「府条例」という。）に基づき、6 月の「環境月間」や 12 月の「大気汚染防止推進月間」を中心に、定期的な立入検査による施設の一斉監視を実施し、法・府条例の遵守状況や届出内容を確認し、規制基準の遵守徹底の指導などにより汚染物質の排出抑制を進めるとともに、環境保全意識の高揚を図るための啓発に努めています。

### ア. 窒素酸化物 (NOx) 対策

法・府条例の規制基準に加え、大阪市独自の指導要領に基づく指導基準の遵守徹底及び、窒素酸

化物等の発生の少ない都市ガス・灯油等の軽質燃料の利用促進や低 NOx 機器の普及促進を図るなど、窒素酸化物の排出抑制を進めています。

その結果、固定発生源からの窒素酸化物の排出量は減少傾向にあり、平成 28 年度は 2,093 トンとなっています。

### イ. 浮遊粒子状物質対策

浮遊粒子状物質には、ばいじん・粉じん等の一次粒子と揮発性有機化合物\*等のガス状物質が大気中で粒子化する二次粒子があり、大阪市では、法・府条例等に基づく規制指導を行うとともに、揮発性有機化合物等の排出抑制などを進めています。

また、微小粒子状物質 (PM2.5) については、国における調査研究を注視しながら、当分の間、中央環境審議会答申に基づき、これまでの粒子状物質対策を進めています。

### ウ. 挥発性有機化合物対策（光化学オキシダント対策）

光化学オキシダント対策は、その原因物質とされている窒素酸化物に加え揮発性有機化合物を削減することが重要であり、大阪市では法・府条例等に基づく一定規模以上の塗装施設等への排出基準等の遵守指導や事業者の自主的取組等により排出抑制を図っており、窒素酸化物や揮発性有機化合物の排出量は減少傾向にあります。

### エ. 水銀対策

「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、平成 27 年 6 月に法が改正され、平成 30 年 4 月から施行されました。

大阪市では、水銀について、これまで府条例に基づき廃棄物焼却炉等の固定発生源からの排出抑制を進めてきましたが、改正法により新たに届出対象となった「水銀排出施設」に対し、届出や法令遵守の指導を行っています。

### ② 悪臭対策

悪臭は、人の嗅覚に直接作用し、その不快な臭いにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与える感覚公害です。大阪市では、「悪臭防止法」に基づき、人の嗅覚を利用して臭いの強さを総合的に評価する「臭気指数」により、敷地境界等における規制基準の遵守等について指導を行っています。

### ③ アスベスト\*対策

大阪市では、平成 17 年 12 月に「大阪市アスベスト対策基本方針」を策定し、本方針に基づき各種対策を推進しています。

#### ア. 解体等工事に伴うアスベスト飛散防止対策

解体等工事におけるアスベストの飛散防止対策については、法・府条例に基づき、届出指導及び、事前の立入検査、大気中のアスベスト濃度の現地分析の実施等により作業基準等の遵守状況の確認を行うなど飛散防止の徹底を図っています。

さらに、特定建設作業\*等の届出受付時に、アスベストの有無に関する事前調査などの周知徹底や、労働基準監督署等の関係部署との連携による解体等工事の情報交換を行うとともに、解体等工事現場への一斉パトロールの実施などにより無届作業の未然防止を図っています。

#### イ. 解体等工事に伴い発生する廃棄物対策

アスベスト廃棄物の適正処理の確保のため、解体等の工事現場への立入調査のほか、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、「廃棄物処理法」の遵守徹底の指導を行っています。

#### ウ. 市有施設対策

平成8年度までに建設された市設建築物を対象に、吹付けアスベスト等（※1）の使用実態調査を平成17年度に実施しました。調査の結果、吹付けアスベスト等が露出し飛散のおそれがあるものなど対策の必要な施設について、「大阪市アスベスト対策基本方針」に基づき、除去等の対策工事を実施しました。これにより解体時等に対策を行う施設を除いて、吹付けアスベスト等の対策を完了しました。（※2）

※1 吹付けアスベスト等:吹付けアスベスト、  
吹付けロックウール、吹付けパーライト、  
吹付けひる石、折板裏打ち石綿断熱材  
※2 囲い込みを行った施設などについては、  
今後も適切な維持管理を行います。

#### エ. 民間施設対策

未対策の民間施設については、対策の必要性を周知し、その推進に努めています。

また、民間建築物にある露出した吹付け材のアスベストの含有調査やアスベストを含有する露出した吹付け材の除去工事等に係る費用の補助に取り組んでいます。

#### オ. 健康対策

独立行政法人環境再生保全機構を実施主体として石綿健康被害救済制度が開始され、各区保健福祉センターにおいて受付窓口を設置しています。

また、平成30年度も引き続き環境省の石綿健康管理試行調査に参画し、石綿健康相談の実施を見据えた調査検討を行うとともに、健康被害の早期発見及び適切な受診を促しました。

#### カ. 相談窓口の開設・情報提供

環境や健康に関する相談窓口の設置のほか、大阪市ホームページにアスベストに関するサイトを設け、情報提供を図っています。

#### キ. 一般環境大気中のモニタリング

平成30年度の測定結果では、市内平均値は0.14本/リットルであり、すべての調査地点でWHO（世界保健機関）の環境保健クライテリア\*で健康リスクが検出できないほど低いとされている濃度である1～10本/リットルに比べて、十分に低い値でした。

#### ④ 自動車交通環境対策

自動車交通環境対策としては、法で自動車単体からの排出ガスに係る許容限度が定められており、逐次、その強化が図られています。

また、自動車交通が集中する大都市圏では「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に基づく車種規制が適用されており、さらには府条例により大阪市を含む府域の37市町を発着する貨物車等を自動車NOx・PM法の車種規制適合車とする流入車規制が実施されています。

#### ア. 自動車からの窒素酸化物（NOx）排出量

大阪市域の自動車からのNOx排出量は各種施策の実施により削減され、平成28年度は3,060トンとなっています。

#### イ. 自動車排出ガス対策

大阪市では、道路管理者等の関係機関と連携しながら、自動車排出ガス対策として局地的施策及びエコカーの普及促進など広域的施策を推進しています。

#### (ア) 局地的施策

道路交通のボトルネックとなっている交差点や踏切などについて、交差点改良や連続立体交差化（阪急京都線・千里線：南方～上新庄（京都線）、柴島～吹田（千里線））の実施により交通流の円滑化を図っています。

交通渋滞等の原因である路上駐車に対しては、迷惑駐車防止について市民意識の向上を図るために「大阪市迷惑駐車の防止に関する条例」（平成6年）に基づき、啓発などを実施しています。

#### (イ) 広域的施策

##### ○グリーン配達の推進

大阪市に物品を納入する事業者に、輸配送に

低公害車や低排出ガス車などを使用する「グリーン配送」を義務付け、低公害車等への転換促進を図っています。

#### ○環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト

港区の「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト」の事業として、公共交通機関利用についての啓発活動等を実施しています。

#### ○公共交通機関等の利用促進

鉄道、バス等公共交通機関の利便性の向上を図り、利用を促進するとともに、通勤・通学時や業務時の移動における不要不急の自動車使用

の抑制を進めています。

#### ○おおさか交通エコチャレンジ推進運動の実施

大阪府、堺市とともに、「大阪自動車環境対策推進会議」において、「おおさか交通エコチャレンジ推進運動」を推進し、平成28年度からは、環境に配慮した自動車利用を実践しようとする全ての事業者の取組みを支援するため、「おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者登録」、「おおさか交通エコチャレンジ活動支援」、「表彰チャレンジ支援」を実施しています。

## 2 水環境

### (1) 大阪市水環境計画

大阪市では、平成23年3月に改訂した「大阪市水環境計画」に基づき、市民が満足できる良好な水環境の創出に向けた各種施策を推進しています。

計画では、わかりやすい指標を取り入れ、河川等の現状について情報提供することや「市民との協働」



「楽しい水辺教室」の様子  
(投網体験)



「楽しい水辺教室」の様子  
(地曳網体験)

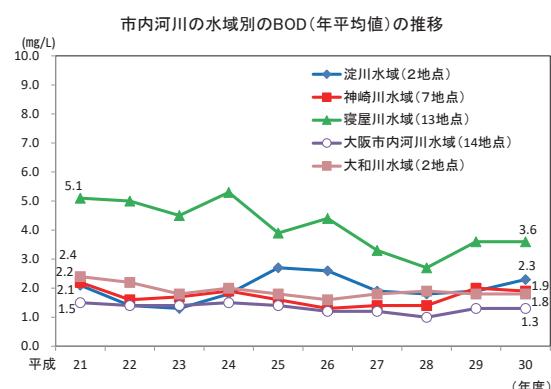


「出前講座」の様子  
(パックテストで水質調査)

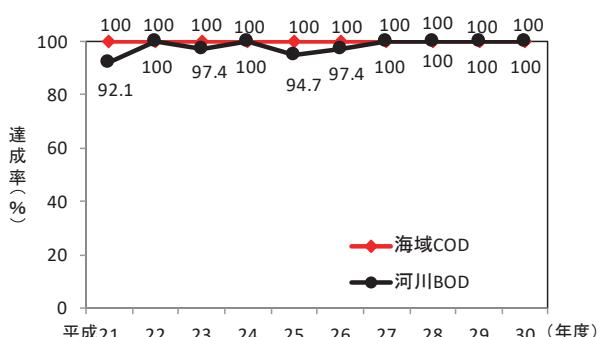
### (2) 水環境の現状

#### ① 水質汚濁の状況

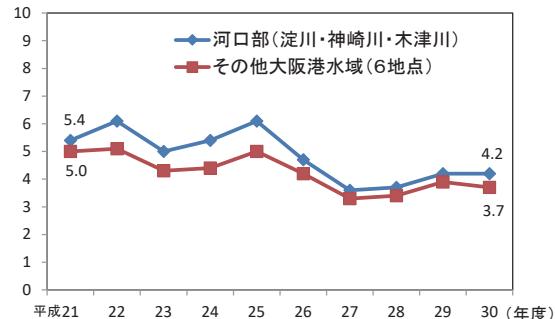
大阪市では、「水質汚濁防止法」に基づき、公共用水域の水質定点調査を実施し、環境基準達成状況などを把握しています。近年、水質改善が進んでおり、平成30年度の河川、海域におけるBOD\*（またはCOD\*）はすべての地点で環境基準を達成しています。



#### 河川のBOD及び海域のCODの環境基準達成率の推移



#### 大阪港のCOD(表層年平均値)の推移



## ② 河川等の生物調査

大阪市では、河川には水質改善とともに、多くの魚類の生息が確認されています。

平成 29 年度に河川で実施した魚類生息状況調査では、メダカやドジョウ、ニホンウナギなどの絶滅危惧種を含め、在来種 46 種が確認されました。また、平成 25 年度に河川及び海域で実施した底生生物(貝類や甲殻類等)調査では、ハクセンシオマネキ(カニの仲間)やカワニナの仲間などの絶滅危惧種を含め、148 種類の底生生物が確認されました。

## (3) 主な水質保全対策

大阪市では、河川及び海域の水質汚濁を改善するため、下水道整備を進めるとともに、工場等の排水規制や発生源監視の強化、河川・海域の浚渫<sup>\*</sup>等を行い、公共用水域に排出される汚濁負荷量の削減を図ってきました。その結果、市内の河川及び海域の水質汚濁はかなり改善されています。

### ① 下水道整備

「水質保全対策」の事業としては、合流式下水道<sup>\*</sup>の改善と高度処理の導入を推進しています。

大阪市の下水道は、普及率がほぼ 100% に達していますが、そのほとんどが合流式下水道となっています。合流式下水道では、雨の強さが一定の水準を超えると、雨水とともに汚れの一部やごみ

等が河川などに直接放流され、水質汚濁の原因の一つになっています。この問題に対して、平成 14 年度から「合流式下水道の緊急改善対策」を推進し、改善を図っています。

高度処理については、主に浮遊物質<sup>\*</sup>(SS) 除去を目的とした急速ろ過池、リン除去を目的とした嫌気好気法<sup>\*</sup>(AO 法)、窒素除去を目的としたステップ流入式多段硝化脱窒法<sup>\*</sup>等の導入を進めています。

### ② 工場排水規制

#### ア. 公共用水域へ排水する事業場

大阪湾の水環境の改善を推進するため、公共用水域へ排水する事業場に対して、「水質汚濁防止法」等に基づく立入調査を行い、汚濁負荷量の削減について指導しています。

#### イ. 公共下水道へ排水する事業場

公共下水道へ排水する事業場に対して立入調査を行い、下水道への排除基準を遵守するための除害施設(汚水処理施設)について、維持管理の徹底や施設の改善等を指導しています。また、有害物質を使用する事業場等に重点的な立入指導を行うとともに、規制強化された亜鉛や、ふっ素、ほう素等の排水処理が困難な物質への対策についても指導に努めています。

## 3 地盤環境

### (1) 地盤沈下

#### ① 地盤沈下の現状

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し、地層が収縮することや、軟弱層の自然沈下等により、地表面が徐々に広範囲にわたって沈下していく現象です。地盤は一度沈下すると、ほとんど回復しないことから、未然防止が重要です。

大阪市では、かつて戦後の産業活動の活発化に伴う工業用の地下水や冷房用の地下水の過剰採取により、地盤沈下が進行しましたが、法令等の地下水採取規制により、地盤沈下は昭和 38 年以降、沈静化しています。

#### ② 地盤沈下対策

大阪市では、地盤沈下の原因究明と観測体制の整備に努め、工業用水道の敷設などの対策を進めてきました。

現在、地下水については、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び府条例

例により、工業用、建築物用の地下水の採取が規制されています。大阪市では、これらの法令等による規制とともに、関係自治体による「阪神地区地盤沈下調査連絡協議会」に参画し、水準測量の実施などの情報交換に努めています。

### (2) 地下水・土壤汚染

地下水・土壤汚染については、工場跡地の再開発等に伴い調査が行われ、汚染が判明する事例が増えています。

#### ① 地下水・土壤汚染の現状

地下水は、一度汚染されると汚染の浄化が難しいことから、未然に防止することが重要です。

大阪市では、「水質汚濁防止法」の規定に基づく「水質測定計画」により、概況調査及び継続監視調査を行っています。

平成 30 年度の概況調査では、調査した全 5 地点で環境基準を達成しています。

また、土壤汚染については、平成 30 年度に報

告書等の提出があった土壤調査 52 件のうち指定基準を超過する物質が検出された事例は 48 件となっています。基準超過があった土地については、「土壤汚染対策法」・府条例に基づき区域指定すること等で、健康被害が生じないよう適切に管理されています。

## ② 地下水・土壤汚染対策

### ア. 地下水汚染対策

「水質汚濁防止法」に基づく地下水汚染の未然防止に努めるとともに、大阪市の関係部局と連携して、地下水汚染の情報の交換に努めています。

### イ. 土壤汚染対策

#### (ア) 土壤汚染対策法・府条例に基づく規制・指導

土壤汚染による市民の健康被害の防止のため、「土壤汚染対策法」・府条例に基づく規制・指導を行っています。

#### (イ) 自主的な土壤調査に対する指導

「土壤汚染対策法」・府条例の規制を受けない土地の自主的な土壤調査、対策に対しても、「土壤汚染対策法」・府条例に準じた指導を行っています。

#### (ウ) 情報の収集・提供等

土地履歴や有害物質取り扱い情報など土壤汚染情報を収集、整理、保存し、適切に提供するよう努めています。

#### (エ) 土壤汚染に係る普及・啓発等

土壤汚染対策においては、調査や対策の実施だけでなく、汚染状況や講じる対策の内容について公表・説明することで、市民の不安を解消することが重要です。大阪市では、土壤汚染が明らかとなった場合、周辺住民等に対して、その状況や対策について説明するよう事業者に指導しているほか、各種セミナー等において、大阪市の土壤汚染の状況などについて、講演等を行っています。

## 4 化学物質

### (1) 事業者による自主的な化学物質管理の促進

化学物質を取り扱う事業者のうち、一定の業種や要件（従業員数、取扱量等）に該当する事業者には、対象となる化学物質の環境への排出量・事業者による自主的な管理等について、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）」や府条例に基づく届出が義務付けられています。

大阪市では、こうした届出の受付に加え、本市ホームページを活用した市域内の化学物質排出量の公表や啓発の実施などにより、市民や事業者の方に化学物質についての関心を高めていただくとともに、事業者の自主管理や、化学物質に関する市民の理解の促進を図るなど、環境への排出抑制を進めています。

なお、大阪市域における平成 29 年度の化学物質の PRTR 法等に基づく届出排出量は 1,800 トンとなっており、そのうち、1,440 トン（80%）を揮発性有機化合物が占めています。

### (2) 有害化学物質対策

#### ① 有害大気汚染物質の環境モニタリング

大阪市では、法等に基づき、健康リスクがある程度高いと考えられる 22 物質について環境モニタリングを行っています。

そのうちベンゼンなどの 4 物質には環境基準が設定されており、またアクリロニトリルなどの 9 物質には健康リスクの低減を図るために指針値が設定されていますが、平成 30 年度はすべての調査地点でこれらを下回りました。

#### ② 有害大気汚染物質対策

法ではベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンの 3 物質を「指定物質」とし、排出施設及び抑制基準が設定されており、大阪市では事業者に対し基準を遵守するよう指導しています。

また、府条例では、人に対する発がん性や毒性の見地から 23 物質が有害物質として規制されています。

そのうち発がん性のあるクロロエチレンなどの 6 物質については、設備・構造基準が、また毒性が強いカドミウムなどの 17 物質については、排出口基準が適用され、これらの基準遵守についても指導を行っています。